

参考配布

平成 29 年 12 月 27 日

【照会先】

職業安定局需給調整事業課

課長 牛島 聡

主任中央需給調整事業指導官 三輪 宗文

課長補佐 塩月 英治

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5744)

(直通電話) 03(3502)5227

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令

及び労働者派遣事業改善命令

標記について、静岡労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、静岡労働局が配布した資料です。

静岡労働局発表
平成29年12月27日

担 当	職業安定部需給調整事業課 需給調整事業課長 中村 充利 主任需給調整指導官 竹下 勝博 電話 054-271-9981
--------	--

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令 及び労働者派遣事業改善命令について

静岡労働局（局長：高森洋志）は、本日本記のとおり、労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号。以下「労働者派遣法改正法」という。）附則第6条第5項に基づき労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 被処分派遣元事業主

名 称 株式会社 アクティシステム
代表者の職氏名 代表取締役 山下昭二
所 在 地 静岡県浜松市北区根洗町 1536-1
届出受理番号 特 22-020039（平成9年4月1日 届出受理）

第2 処分内容

労働者派遣法改正法附則第6条第5項に基づく労働者派遣事業停止命令
（内容は第4のとおり）
労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
（内容は第5のとおり）

第3 処分理由

株式会社アクティシステムは、A社と労働者派遣と称する契約を締結し、少なくとも平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間、労働者2名（1,417人日）を派遣し、A社の指揮命令の下、業務に従事させた。

しかし、株式会社アクティシステムがA社に派遣した労働者は、株式会社アクティシステムが雇用する労働者でなく、他社が雇用する労働者を出向と称する契約により受け入れていたものであり、いわゆる違法な「二重派遣」が行われていた。

第4 労働者派遣事業停止命令の内容

平成29年12月28日から平成30年1月27日までの間、労働者派遣事業を停止すること。

第5 労働者派遣事業改善命令の内容

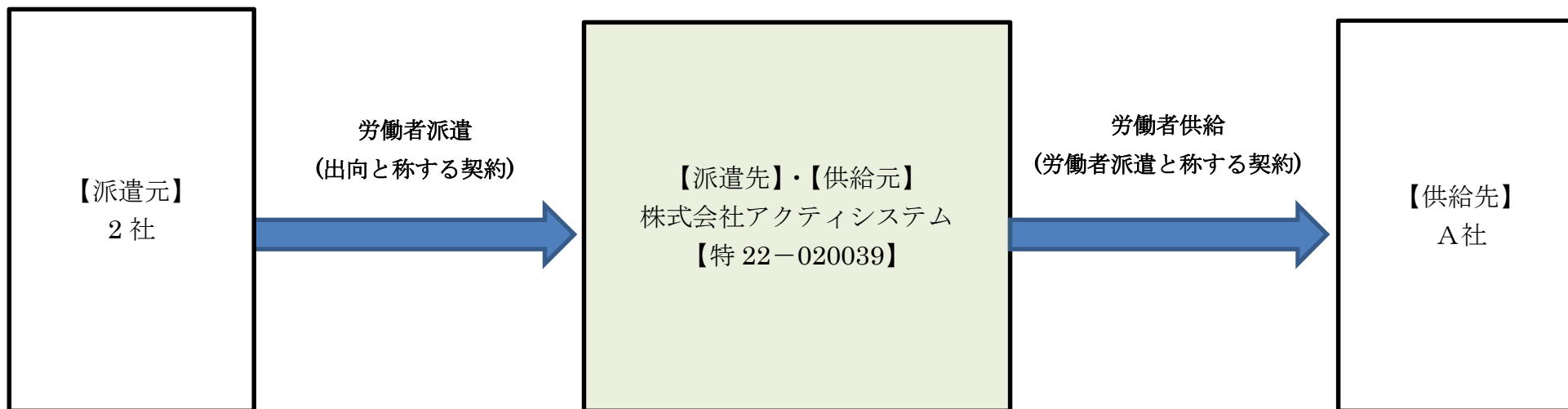
- 1 株式会社アクティシステムは、労働者派遣事業及び請負事業の全てを対象として、これらが労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法律に違反していないか総点検を行い、これに違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

なお、総点検に当たっては、特に以下の法条項について重点的に点検すること。

- ①労働者派遣法第26条第1項（契約の内容等）
- ②同法第26条第4項（派遣元への抵触日通知）
- ③同法第41条（派遣先責任者）
- ④同法第42条第1項（派遣先管理台帳の作成）
- ⑤職業安定法第44条（労働者供給事業の禁止）

- 2 上記第3の労働者派遣法違反及び職業安定法違反について、その発生の経過を明らかにした上で、原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。
- 3 労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法律に違反することのないよう、派遣元事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により、法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

< 事案の概要図 >



○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（抄）

（契約の内容等）

第 26 条第 1 項 労働者派遣契約(当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。)の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

- 一 派遣労働者が従事する業務の内容
- 二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他派遣就業の場所並びに組織単位(労働者の配置の区分であつて、配置された労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者が当該労働者の業務の配分に関して直接の権限を有するものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)
- 三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項
- 四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 五 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間
- 六 安全及び衛生に関する事項
- 七 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 八 派遣労働者の新たな就業の機会の確保、派遣労働者に対する休業手当(労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 26 条の規定により使用者が支払うべき手当をいう。第 29 条の 2 において同じ。)等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の労働者派遣契約の解除に当たつて講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項
- 九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあつては、当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条件その他の当該紹介予定派遣に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

第 26 条第 4 項 派遣元事業主から新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣(第 40 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当するものを除く。次項において同じ。)の役務の提供を受けようとする者は、第 1 項の規定により当該労働者派遣契約を締結するに当たり、あらかじめ、当該派遣元事業主に対し、当該労働者派遣の役務の提供が開始される日以後当該労働者派遣の役務の提供を受けようとする者の事業所その他派遣就業の場所の業務について同条第 1 項の規定に抵触することとなる最初の日を通知しなければならない。

（派遣先責任者）

第 41 条 派遣先は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、派遣先責任者を選任しなければならない。

- 一 次に掲げる事項の内容を、当該派遣労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者その他の関係者に周知すること。
 - イ この法律及び次節の規定により適用される法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)
 - ロ 当該派遣労働者に係る第 39 条に規定する労働者派遣契約の定め
- 八 当該派遣労働者に係る第 35 条の規定による通知

- 二 第 40 条の 2 第 7 項及び次条に定める事項に関すること。
- 三 当該派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に当たること。
- 四 当該派遣労働者の安全及び衛生に関し、当該事業所の労働者の安全及び衛生に関する業務を統括管理する者及び当該派遣元事業主との連絡調整を行うこと。
- 五 前号に掲げるもののほか、当該派遣元事業主との連絡調整に関すること。

(派遣先管理台帳)

- 第 42 条第 1 項 派遣先は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣先管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別
 - 二 第 40 条の 2 第 1 項第 2 号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別
 - 三 派遣元事業主の氏名又は名称
 - 四 派遣就業をした日
 - 五 派遣就業をした日ごとの始業し、及び終業した時刻並びに休憩した時間
 - 六 従事した業務の種類
 - 七 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
 - 八 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
 - 九 教育訓練(厚生労働省令で定めるものに限る。)を行つた日時及び内容
 - 十 その他厚生労働省令で定める事項

(改善命令等)

- 第 49 条第 1 項 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第 23 条第 3 項、第 23 条の 2 及び第 30 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

- 第 56 条第 1 項 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 73 号）（抄）

(特定労働者派遣事業に関する経過措置)

- 附則第 6 条第 1 項 この法律の施行の際現に旧法第 16 条第 1 項の規定により届出書を提出して特定労働者派遣事業（旧法第 2 条第 5 号に規定する特定労働者派遣事業をいう。）を行っている者は、施行日から起算して 3 年を経過する日までの間(当該期間内に第 4 項の規定により労働者派遣事業の廃止を命じられたとき、又は新法第 13 条第 1 項の規定により労働者派遣事業を廃止した旨の届出をしたときは、当該廃止を命じられた日又は当該届出をした日までの間) は、新法第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、引き続きその事業の派遣労働者（業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。）が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請を

した場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分がある日までの間も、同様とする。

附則第6条第5項 厚生労働大臣は、第1項の規定による労働者派遣事業を行う者が施行日前に旧法（第3章第4節の規定を除く。）の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、若しくは施行日以後に新法（第3章第4節の規定を除く。）の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は職業安定法（昭和22年法律第141号）の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

○職業安定法（昭和22年法律第141号）（抄）

（労働者供給事業の禁止）

第44条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

（労働者供給事業の許可）

第45条 労働組合等が、厚生労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる。